

中央社会保険医療協議会 意見陳述資料

消費税引上げに伴う薬価改定について

平成30年10月17日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

本日の意見陳述の内容

I 今回の薬価調査・薬価改定について

II 仮に、2019年10月以外の月に薬価改定を行うこととする場合の問題点について

III 価格交渉の改善について

I 今回の薬価調査・薬価改定について

- 薬価改定を行うに当たっては、今回の薬価調査の趣旨を踏まえて対応すべき
- 薬価調査実施後に消費税を引き上げないことが決定した場合には、薬価調査の結果を活用すべきではない

【今回の薬価調査の趣旨】

2018年6月20日の中医協薬価専門部会及び総会において、今回の薬価調査は、2019年10月の消費税引上げへの対応のための医薬品価格調査として了承された。



これを受けて、当連合会の専門委員は、薬価専門部会において、薬価調査の実施について次のように発言している。

- ・ 今回の薬価調査は、あくまで消費税引上げ分を薬価に適切に転嫁するために実施するものである。
- ・ 薬価調査実施後に消費税を引き上げないことが決定した場合には、薬価調査の結果を活用すべきではない。

⇒ 医薬品卸は、あくまで消費税引上げ分を薬価に適切に転嫁することを前提として、今回の薬価調査に協力している。

Ⅱ 仮に、2019年10月以外の月に薬価改定を行うこととする場合の問題点

1. 2019年10月以外の月に薬価改定を行う根拠・理由が不明確

- ・ 本年9月に実施した薬価調査は、消費税引上げのための調査という位置付けであり、2019年10月以外の月に薬価改定を行う場合の根拠・理由が不明確。

2. 2019年10月以外の月に実施した場合と10月実施の場合の財政効果の相違が不明

- ・ 今回の薬価改定は、消費税引上げのために薬価を市場実勢価格により引き下げた上で、消費税引上げ分を上乗せするという考え方であり、10月実施の場合の財政効果を上回る事となつてはならない。

3. 医薬品流通に大きな支障を生ずる

- (1) 価格交渉への影響（実質的な価格交渉を年に複数回行うこととなりかねない）
- (2) 複数回契約の増加（10月以降の再交渉において既に妥結した価格の変動を助長）
- (3) 薬価改定前の返品や急配の増加
- (4) 駆け込み需要が発生し、医薬品供給が混乱

医療機関・保険薬局からの製品回収、副作用情報等の収集・提供などの価格交渉以外の業務や、災害時やパンデミック時などの危機管理流通への対応などに支障を生じ、卸が担うべき医薬品の安定供給が困難となる。

Ⅲ 価格交渉の改善について

薬価制度の趣旨を踏まえ、流通改善の推進に資するよう薬価の本体価格での交渉を推進すべき

流通改善ガイドラインに基づき、早期妥結の促進や単品単価契約の推進など流通改善の推進を図っているが、価格交渉において以下のような問題点があり、薬価制度の趣旨を踏まえた改善が必要である。

① 複数回契約の増加

仮に、2019年10月以外の月に薬価改定が行われた場合は、年2回の薬価改定が行われることとなり、年内の複数回契約が増加し、10月以降の再交渉により既に妥結した価格の変動を助長する。

② 消費税表示カルテルを進めているが浸透していない

卸各社が統一して薬価の本体価格（税抜価格）を提示できるよう公正取引委員会に届出を行って、税抜価格による価格交渉に取り組んでいるが、浸透していない。



1. 妥結した価格について、原則として年度内(翌年3月まで)は変動しないようにすべき
2. 薬価について、本体価格(税抜価格)と消費税相当額を明確に区分することを検討すべき